

資料編

2章 情報収集・連絡

(2) 国、近隣他都道府県等との連絡

表1 連絡先一覧

ア) 府内市町村

市町村	課 室 名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
泉佐野市	環境衛生課	598-8550	泉佐野市市場東1丁目 295番地の3	072-463-1212	072-464-9314
熊取町	環境課	590-0495	泉南郡熊取町野田1丁目 1番1号	072-452-6097	072-452-7103

イ) 府内廃棄物関係一部事務組合

組 合 名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
泉佐野市田尻町清掃施設組合	598-0000	泉佐野市6780番地	072-464-5211	072-464-5212

ウ) 府内一般廃棄物処理施設（市町村設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
泉佐野市田尻町清掃 施設組合 第二事業所	泉佐野市・田尻町・ 泉佐野市田尻町清掃 施設組合	598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺290-1	072-466-5034

2) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
大阪沖埋立処分場	大阪湾広域臨海環境 整備センター	530-0005	大阪市北区中之島2丁目2番2 号 大阪中之島ビル9階	06-6204-1721
大栄環境（株）平井管 理型最終処分場	大栄環境（株）	594-1144	和泉市テクノステージ2丁目 3番28号	072-554-3061

3) その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
大栄環境（株）クリー ンステージ	大栄環境（株）	594-1144	和泉市テクノステージ2丁目 3番30号	0724-51-3933

4) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
泉佐野市田尻町清掃 施設組合 第一事業所	泉佐野市・田尻町・ 泉佐野市田尻町清掃 施設組合	598-0000	泉佐野市6780番地	072-464-5211

エ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・ 資源循環 局	環境再生事 業担当参事 官付 災害廃棄物 対策室	100- 8975	東京都千代田区霞が 関 1-2-2中央合同庁舎5 号館	03-3581- 3351	03-3593- 8359
同上	廃棄物適正 処理推進課	同上	同上	03-3581- 3351	03-3593- 8263
環境省	近畿地方環 境事務所	540- 6591	大阪府中央区大手前 1-7-31 OMM8F	06-4792- 0702	06-4790- 2800

3章 協力・支援体制

(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

表2 災害時応援協定

協定名称	締結先	協定の概要
災害時相互応援協定	東京都羽村市、神奈川県真鶴町 愛知県清須市、京都府大山崎町 兵庫県播磨町、大阪府忠岡町	物資、食糧等の提供・供給、被災者の一時受入れ等、職員の派遣
災害時における相互応援に関する協定	宮城県大崎市	物資、食糧等の提供・供給、被災者の一時受入れ等、職員の派遣
泉州地域災害時相互応援協定	○堺・泉州ブロック(9市4町) 堺市、岸和田市、貝塚市、泉大津市、和泉市、泉佐野市、高石市、泉南市 阪南市、忠岡町、熊取町、岬町	相互応援(人的・物的・その他)
一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定書	○堺・泉州ブロック(9市4町4組合) 堺市、岸和田市、貝塚市、泉大津市、和泉市、泉佐野市、高石市、泉南市 阪南市、忠岡町、熊取町、岬町 泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	相互支援(ごみの受入・人的・物的・その他)
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	○堺・泉州ブロック(8市4町2組合) 岸和田市、貝塚市、泉大津市、和泉市、泉佐野市高石市、泉南市 阪南市、忠岡町、熊取町、岬町 泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	相互支援(し尿等の受入・人的・物的・その他)

(3) 民間事業者団体等との連携

表3 民間事業者との災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成30年8月1日	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境ホールディングス株式会社	災害時の総合的な廃棄物処理に関すること
平成30年3月30日	災害廃棄物(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の処理に関する協定	有限会社 ハマノ	災害時の廃棄物(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)処理に関すること
平成28年4月1日	災害時におけるボランティア活動に関する協定	田尻町社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関すること

5章 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の現況

表 4 本町の一般廃棄物処理施設

①本町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	住所、連絡先
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第二事業所	焼却	住所：泉南郡田尻町嘉祥寺290-1
		電話番号：072-466-3353
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第一事業所	し尿	住所：泉佐野市6780
		電話番号：072-464-5211

②一般廃棄物処理施設被災時の確認内容

項目	内容
対応者	・住民部生活環境課
確認内容	・生活ごみとし尿処理に関して、泉佐野市田尻町清掃施設組合の稼働状況を把握する。 ・災害廃棄物処理について、協定締結先事業者収集運搬及び処分が可能かの確認を行う。
実施方法	・稼働が可能であれば、生活ごみの処理を行う。また、稼働できない場合は、広域処理を依頼する。 ・災害廃棄物の収集運搬処分の可否を判断する。

表 5 一般廃棄物処理施設被災時の受入条件等

施設名称	施設概要	受入可能な廃棄物	施設の容量
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第二事業所	焼却	新炉開設までは受入不可	240t/日
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第一事業所	し尿	し尿	180kl/日

表 6 一般廃棄物処理施設 被災時の確認事項

施設名称	施設概要	施設の被災状況
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第二事業所	焼却	被災：あり なし
		搬入：可 不可(不可の場合復旧目途 月 日)
		ピット残： t
泉佐野市田尻町 清掃施設組合第一事業所	し尿	被災：あり なし
		搬入：可 不可(不可の場合復旧目途 月 日)

(2) 仮設トイレ等し尿処理

【仮設トイレ等の種類】

仮設トイレを含む災害対策トイレには下表のようなものがある。

仮設トイレの設置には通常1～3日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや管理型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

表7 仮設トイレ等の備蓄状況

種類	備蓄数
携帯型トイレ	3,573
簡易型トイレ	0
仮設トイレ(組立型)	17
仮設トイレ(ボックス型)	0

表8 災害対策トイレの種類

災害対策トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋(し尿をためるための袋)を指す。吸水シートがあるタイプや粉末状の凝固剤で水分を安定化させるタイプ等がある。	使用すればするほどゴミの量が増えるため、保管場所、臭気、回収・処分方法の検討が必要。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を溜めるタイプや機械的にパッキングするタイプなどがある。し尿を単に溜めるタイプ、し尿を分解して溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがある。	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要。
仮設トイレ (ボックス型)	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。最近は簡易水洗タイプ(1回あたり200cc程度)が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑えられる機能を持っている。	ボックス型のため、保管場所の確保が課題となる。便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっている。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
仮設トイレ (組立型)	災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置される組立型のトイレ。パネル型のものやテント型のものなどがあり、使用しない時はコンパクトに収納できる。	屋外に設置するため、雨や風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。
マンホールトイレ	マンホールの上に設置するトイレである。水を使わずに真下に落とすタイプと、簡易水洗タイプがある。上屋部分にはパネル型、テント型などがあり、平常	迅速に使用するために、組立方法等を事前に確認することが望ましい。屋外に設置するため、雨風に強いことや

災害対策トイレ型式	概要	留意点
	時はコンパクトに収納できる。入口の段差を最小限にすることができる。	しっかりと固定できることが求められる。プライバシー空間を確保するため、中が透けないことや鍵・照明の設置などの確認が必要で、設置場所を十分に考慮する必要がある。
自己処理型トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、オガクズやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがある。	処理水の循環等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理も必要。
車載型トイレ	トラックに積載出来る(道路交通法を遵守した)タイプのトイレで、道路工事現場など、移動が必要な場所等で使用する。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択ができる。	トイレと合わせてトラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
災害対応型常設トイレ	災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型の水洗トイレのことを指す。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。

6章 災害廃棄物処理対策

(6) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

《選定を避けるべき場所》

- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。
- ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ・浸水想定区域等は避ける。

《候補地の絞り込み》

- ・重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。
- ・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ）
- ・アスファルト等舗装してある場所が望ましい。
- ・候補地に対する他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認する。（防災担当部署と協議しておく）
- ・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・長期間の使用が可能。
- ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。

表9 仮置場の開設にあたって必要なもの

項目	内容
資機材	・廃棄物の下に敷くシート ・粗選別等に用いる重機（例：フォーク付のバックホウ） ・仮置場の周辺を囲むフェンス ・飛散防止のためのネット ・分別区分を示す立て看板 ・害虫発生防止のための薬剤 ・タイヤ洗浄機 ・作業員の控室 など
人員 （仮置場の管理・指導）	・仮置場の全体管理 ・車両案内 ・荷降ろし・分別の手伝い ・夜間の警備（不法投棄・盗難防止）など

出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）

(7) 環境対策、モニタリング

2) 環境影響とその要因

表10 災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	・解体・撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ・中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベストの飛散 ・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 ・焼却炉(仮設)の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音・振動	被災現場 (解体現場等)	・解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生 ・仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動の発生
土壌	被災現場	・被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	・仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	・仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	・仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出 ・焼却炉(仮設)の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水(排水)の公共用水域への流出
その他 (火災)	仮置場	・廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生

表11 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技18-5】（平成31年4月1日、環境省）

(9) 選別・処理・再資源化

表12 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別(磁選、比重差選別、手選別など)を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量(カロリー)が低下し、処理基準(800℃以上)を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。
コンクリートがら	・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
家電類	・特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)の対象製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)については、買い替え等に併せ、原則として所有者が家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。 ・町が処理する場合においては、「災害廃棄物対策指針」を参考に、次のとおり処理する。 ○分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を分別し、仮置場にて保管する。 ※時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要である。 ○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能(有用な資源の回収が見込める)か否かを判断し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。 ○リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。 ※冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者(認定冷媒回収事業所)に依頼する必要がある。 ※なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
畳	・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
タイヤ	・チップ化することで燃料等として再資源化が可能。火災等に注意しながら処理する。

種類	処理方法・留意事項等
漁網	・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は(港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む)、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
廃自動車	・被災した自動車(以下「廃自動車」という。)及び被災したバイク(自動二輪車及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。また、廃自動車及び廃バイクを合わせて、以下「廃自動車等」という。)は、原則として使用済自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正に処理を行う。なお、廃自動車等の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となる

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集

(10) 最終処分

表 13 最終処分場リスト

名 称	受入可能な廃棄物	住 所
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	不燃物(平時の受入基準と同等)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
大栄環境(株)平井管理型最終処分場	要協議	和泉市テクノステージ2丁目3番28号

(12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

表14 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにする。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
PCB廃棄物	・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理はエルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）

種類	留意事項等
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 ・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。 ・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けます。
蓄電池	・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集

参考資料 1) 災害廃棄物発生量等 算出方法

1. 検討内容

1) 災害廃棄物発生量の推計等に係る業務

(1) 災害廃棄物及びし尿の発生量の推計

①災害廃棄物発生量の推計

1) 地震災害

地震災害による災害廃棄物発生量の算定方法は、「災害廃棄物対策指針」で示された算定式を採用する。なお、大阪府は大阪府独自の算出方法で発生量を推計している。

【環境省が示す方式】

◆災害廃棄物発生量（t）＝建物被害棟数（棟）×発生原単位（t/棟）×種類別割合（％）

環境省が示す方式の算定式は、建物被害棟数（全壊棟数＋半壊棟数）に1棟当たりから出てくる災害廃棄物発生量の発生原単位と種類別割合を掛け合わせて、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の発生量を算定する。

表 被害区分別の発生原単位

被害区分		発生原単位
		南海トラフ巨大地震
全壊		117t/棟
半壊		23t/棟
床上浸水		4.60t/世帯
床下浸水		0.62t/世帯
火災焼失	木造	78t/棟
	非木造	98t/棟

注. 全壊：南海トラフ巨大地震は東日本大震災の処理実績に基づく。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技14-2】（平成31年4月1日改訂、環境省）をもとに作成

表 被害区分別の種類別割合

被害区分	種類別割合（％）					
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他
南海トラフ巨大地震	16	30	43	3	4	4

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技14-2】（平成31年4月1日改訂、環境省）のうち「東日本大震災（岩手県、宮城県）における災害廃棄物の組成」

参考：津波堆積物

府の災害廃棄物処理計画の算定方法に合わせて算出する。

津波堆積物（被災現場における選別前）の発生量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】」に示される次式により算出する。

選別前の津波堆積物の発生量(t)＝津波浸水面積(m²)×原単位

表 津波堆積物の発生量の推計に必要なデータ

必要データ	設定条件
津波浸水面積	大阪府津波浸水想定で算出した津波浸水面積
原単位	災害廃棄物対策指針より、津波堆積物の原単位として示された (796+145)/(327+58)/100t/m ² ≒ 0.024t/m² を設定 ・宮城県の津波堆積物処理量：796万t、津波浸水面積：327km ² ・岩手県の津波堆積物処理量：145万t、津波浸水面積：58km ²

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技14-2】（平成31年4月1日改訂、環境省）をもとに作成

選別後の津波堆積物の発生量(t)＝選別前の津波堆積物の発生量(t)×選別率

※選別前の津波堆積物の発生量 ⇒ 仮置場必要面積の推計に用いる

選別後の津波堆積物の発生量 ⇒ 復興資材としての利活用の検討に用いる

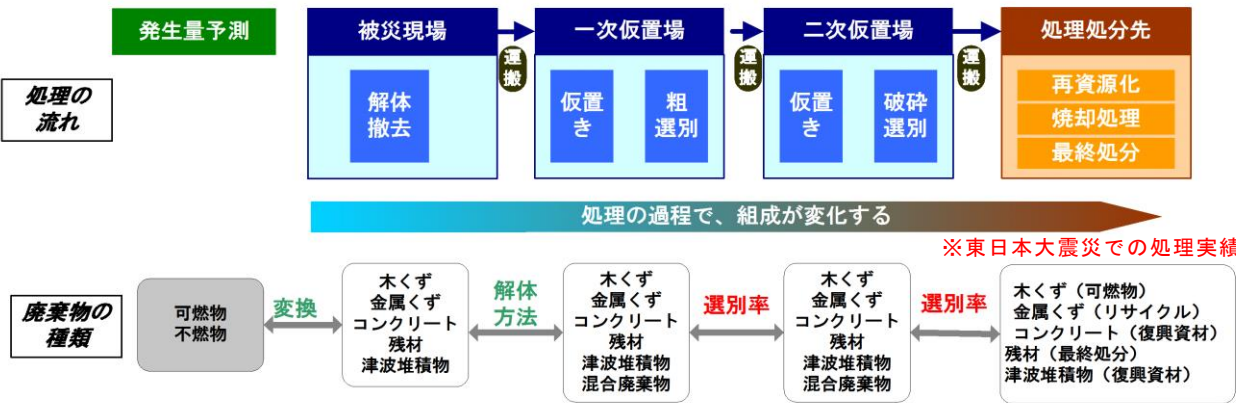


表 選別率

		処理処分先(選別後) 単位:%						
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合計
被災現場 (選別前)	木くず	15	0	55	0	30	0	100
	コンクリート	0	80	0	0	20	0	100
	金属くず	0	0	0	95	5	0	100
	その他(残材)	0	0	0	0	85	15	100
	津波堆積物	0	0	0	0	20	80	100

注. 選別率は東日本大震災の事例に基づく

2) 片付けごみ

◎地震

地震災害による片付けごみ発生量は、平成 29 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業・災害時処理困難物適正処理モデル事業（近畿ブロック）報告書で示された方法をもとに推計した。

◆地震による片付けごみ発生量＝①被災世帯数 × ②発生原単位

①被災世帯数＝避難者数 ÷ 平均世帯人員

✓ 平均世帯人員：H30 住民基本台帳人口（平成 31 年 1 月、総務省）をもとに算出

②発生原単位

片付けごみ発生想定ケース	発生原単位
最小	0.5t/世帯
最大	4.6t/世帯

◎水害

水害による片付けごみ発生量は、平成 29 年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業・災害時処理困難物適正処理モデル事業（近畿ブロック）報告書で示された方法をもとに推計した。

【片づけごみ発生量】

◆水害による片づけごみ発生量＝①被災棟数 × 発生原単位

✓ 被災棟数：半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数

※水害は1階部分が被災すると想定し、世帯数＝棟数とした

✓ 発生原単位

被害想定	発生原単位
半壊	4.60t/棟
床上浸水	4.60t/棟
床下浸水	0.62t/棟

◆片づけごみ＝半壊・床上浸水・床下浸水の建物による片づけごみ発生量

②し尿の発生量の推計

1) し尿の発生量の推計

し尿の推計方法は「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】」に示される方法に基づいて推計を行った。

【グランドデザイン】

- ◆ 避難所におけるし尿処理需要量＝①仮設トイレ需要者数×②1人1日当たりし尿排出量
×③し尿収集間隔日数
- ① 仮設トイレ需用者数（人・日）＝地震被害想定等で想定されている避難者数
 - ② 1人1日当たりし尿排出量＝1.7L／人・日
 - ③ し尿収集間隔日数＝3日

3) 避難所における仮設トイレ必要設置数検討

各避難所における仮設トイレの必要数を検討する。

災害廃棄物対策指針において仮設トイレ必要設置数の算出方法が検討されている。また、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）等においても仮設トイレ必要設置数に関する考え方が述べられている。

本検討では指針に基づく方法と内閣府等によって述べられる仮設トイレ必要設置数の考え方をを用いて仮設トイレ必要設置数を検討する。

【指針】

- ◆ 仮設トイレ必要設置数＝仮設トイレ必要人数（避難者数）／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの平均的容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量：	400 L
し尿の1人1日平均排出量：	1.7 L／人・日
収集計画：	3 日に1回の収集

【「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等による考え方】

◆ 仮設トイレ必要設置数の考え方

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合は約20人当たり1基の確保を目安としている。

自治体により、確保可能な災害時用トイレの数は異なる。また、避難者の状況や被害の程度により必要個数が異なる。そのため、本検討では過去の災害による事例をもとに、多少の不足が想定される100人/基から混乱なく使用可能な20人/基を目安として仮設トイレ必要設置数の算出を行った。

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約20人に1基	混乱なし
阪神・淡路大震災	発災直後は約100人に1基	100人／基：少し苦情あり
	その後、約75人に1基	75人／基：ほとんど苦情なし
雲仙普賢岳噴火災害	約120～140人に1基	不足気味

出典：「震災時のトイレ対策」（平成7年、(財)日本消防設備安全センター）、
「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）をもとに作成

(2) 災害廃棄物の処理可能量の推計

①焼却施設

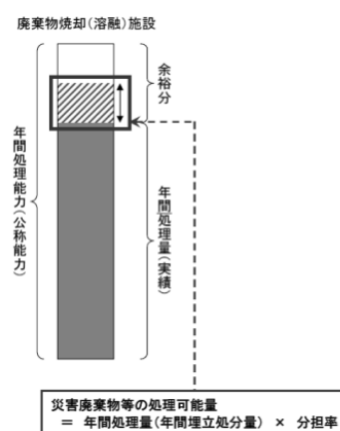
災害廃棄物処理可能量の算出は、災害廃棄物対策指針【技 14-4】に示される方法を用いて算出した。

災害廃棄物対策指針【技14-4】

◆処理可能量（t/3年）※＝年間処理量（実績）×分担率

※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。

設定条件		低位 シナリオ	中位 シナリオ	高位 シナリオ
①稼働年数	稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	ある程度以上の割合で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする。	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
④年間処理量の実績に対する分担率	通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量（実績）に対する分担率を設定する。	最大で5%	最大で10%	最大で20%



注．処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受け入れ対象から除外している。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成31年4月改訂、環境省）をもとに作成

②最終処分場

災害廃棄物処理可能量の算出は、災害廃棄物対策指針【技 14-4】に示される方法を用いて算出した。

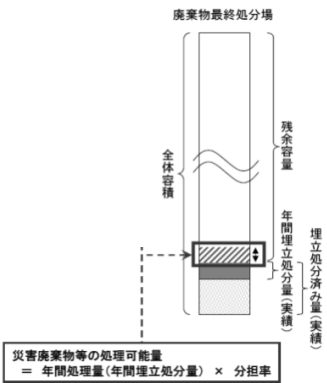
災害廃棄物対策指針【技14-4】

◆埋立処分可能量（t/2.7年）＝年間埋立処理量（実績）×分担率

表 一般廃棄物最終処分場の処理可能量試算のシナリオ

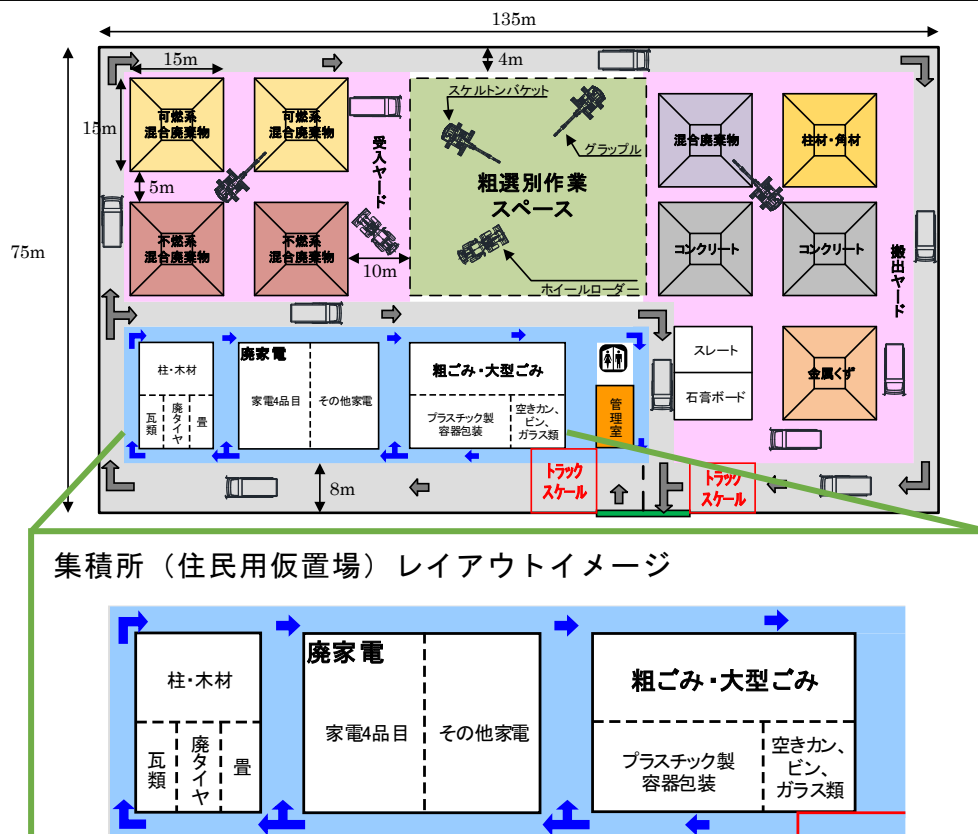
設定条件	低位 シナリオ	中位 シナリオ	高位 シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量 の実績に対する 分担率	最大で 10%	最大で 20%	最大で 40%

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成31年4月改訂、環境省）



●二次仮置場の配置例

分別品目数とヤード配置の関係については、いくつかの二次仮置場の運営事例を参照し、配置例を提示する。



- 注. 集積所（住民用仮置場）と粗選別が可能なスペースを一体とした仮置場レイアウト例。「集積所（住民用仮置場）レイアウトイメージ」部分を小規模な仮置場スペースのレイアウトに活用を想定
- 注. 災害の規模に応じたレイアウトが必要。大規模災害時には集積所（住民用仮置場）＋粗選別作業スペースを一次仮置場として二次仮置場に運搬する場合も想定できるが、中小規模災害時には集積所（住民用仮置場）を設定し、一次仮置場に運搬もしくは処理施設に直接搬入も考えられる
- 注. 災害の種類により、配置の割合は変更する必要がある（地震時には瓦類等が増え、風水害時には畳（ふとん、マットレス）などが増えるなど）
- 注. 廃家電は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、災害時の自治体判断により除外する可能性もある
- 注. トラックスケールが準備できない場合、写真撮影などで搬入される廃棄物量の記録、車両番号の記録を行い搬入量・搬出量の管理を行う

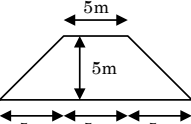
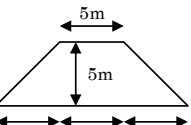
保管場所	廃棄物種類	保管量	単位体積重量	保管量
受入ヤード	可燃系混合廃棄物	V=542m ³ 	1.0t/m ³	542t
	不燃系混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	津波堆積物		1.46t/m ³	791t
搬出ヤード	柱材・角材	V=542m ³ 	0.55t/m ³	298t
	コンクリート		1.48t/m ³	802t
	金属くず		1.13t/m ³	612t
	混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	土材系		1.46t/m ³	791t

図 一次仮置場レイアウト（例） 図 二次仮置場の配置及び動線例

参考資料 2) 広報事例

災害	自治体	媒体	項目	No
平成30年7月豪雨	岡山市	広報誌	・り災証明書の発行に関すること ・一般家庭から排出される災害ごみ 日時、場所、分別(可燃、不燃、粗大) ・事業者が排出する災害ごみ 処理施設への持ち込みについて ・ごみ処理施設での受入について 受入先、日時、連絡先	1
平成30年台風21号	大阪市	twitter	・災害ごみの取り扱いについて 無料回収の案内(散乱ごみ、粗大ごみ)、問い合わせ先	2
	岸和田市	facebook	・災害ごみの取り扱いについて 分別(金属類、瓦やタイルなどの不燃ごみ類、木材などの可燃ごみ類)、受付日時、場所 ・解体工事に伴う産廃の取り扱い ・通常ごみの収集について	3
	大阪狭山市	facebook	・災害ごみの取り扱いについて 分別(金属類、瓦やタイルなどの不燃ごみ類、木材などの可燃ごみ類)、受付場所	4
平成30年大阪府北部を震源とする地震	箕面市	広報誌	・地震ごみの無料収集 収集期間、分別(燃えるごみ、不燃ごみ・大型ごみ) ・環境クリーンセンターへの家庭ごみの持ち込み 受付期間、日時、連絡先	5
	高槻市	広報誌	・高槻クリーンセンターへの搬入 届出書の案内、連絡先 ・不燃ごみ(ガラス・せともの類・かわら・がれきなど)の出し方、連絡先	6
平時の広報	大阪市	HP	・災害発生時ごみ処理リーフレット 発災後の期間ごとのごみ収集について	7
	横浜市	HP	・ごみの分け方・出し方パンフレット 分別、出し方	8
	八王子市	HP	・災害時のごみについて 収集と持ち込み、連絡先	9

事例 1) 平成30年7月豪雨 岡山市



平成 30 年 7 月 20 日
8 時 30 分時点（第 2 号）
発行：岡山市役所

がんばろう！「I♥OKAYAMA」

岡山市から平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へのお知らせ

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

岡山市で行っている支援内容やトピックスについてお知らせします（7 月 20 日時点）。申請に必要な書類などについて、詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

1 トピックス

◆岡山市からの支援内容をまとめたホームページが完成しました！

各種減免や住まい、相談支援などをまとめたホームページが完成しました。「I ♥ OKAYAMA」に掲載している情報も詳しく掲載していますので、ぜひご覧ください。

詳しくは **岡山市 支援情報** で検索していただくか、右のQRコードから。

http://www.city.okayama.jp/hishokouhou/hishokouhou/kouhou_02132.html



◆破堤した砂川の土のうの積み上げが完了しました

東区平島地域では、砂川の堤防が破堤したことにより、広い区域で浸水被害が発生し、避難指示（緊急）の対象区域となっていました。

これまで約 100mあった破堤箇所の仮復旧工事を行っていますが、その箇所の土のうが前後の堤防の高さまで積み上がり、危険性が低下したため、7 月 17 日（火曜）に避難指示を解除しました。



◆開庁日にり災証明臨時申請受付窓口を開設します

7 月 21 日（土）・22 日（日）にり災証明の臨時申請受付窓口を下記のとおり 3 か所臨時開設します。

窓口で、り災証明書等交付申請書一式を提出してください。

◆日時 平成 30 年 7 月 21 日（土）・22 日（日）9 時～17 時（ゆめタウン平島店は 10 時～16 時）

◎北区 岡山市役所本庁舎 1 階 北区役所市民保険年金課（岡山市北区大供一丁目 1－1）

◎東区 ①東区役所 1 階 市民保険年金課（岡山市東区西大寺南一丁目 2－4）

②ゆめタウン平島店（岡山市東区東平島 163）

◆申請に必要なものは以下のとおりです。

・申請書

・被害の状況が判別できる写真など（印刷したもの）、既に修繕を行った場合は、修繕に要した見積書・領収書など

※申請時に本人確認を行います。身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）をご持参ください。

※代理人（来庁された方）が申請する場合も身分証明書が必要です。

※添付資料が揃わない場合も受け付けは可能です。

2 り災証明書の発行に関すること

(1) 一般のもの

お住まいの家屋に被害を受けられた方（持ち家に限らず、借家を含む）を対象に、住家の被害の程度を証明します。各区役所、支所で申請受付・証明書発行を行います。「り災証明書」は各種被災者支援策の判断材料に活用されます。申請を受けてから、市の職員が現地調査を行いますので、証明書発行までにしばらくお時間がかかりますがご了承ください。なお、発行に手数料はかかりません。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.city.okayama.jp/hofuku/engo/engo_00219.html



◆申請できる人

お住まいの家屋に被害を受けられた方が申請できます。

◆申請窓口・連絡先

各区役所市民保険年金課、各支所総務民生課（9ページ参照）

(2) 事業者用「り災証明書」

店舗・工場・事務所等の建物（住宅を除く）や設備、資材、商品等の浸水などにより、り災した事業者の方へ「り災証明書」を発行します。

◆申請先 産業振興・雇用推進課 電話 086-803-1325

（〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階）

◆申請書類はホームページからダウンロードできます。

http://www.city.okayama.jp/keizai/sangyou/sangyou_t00122.html



なお、産業振興・雇用推進課では、「事業者向け特別相談窓口」を設置しています。

◎事業者向け特別相談窓口

◆受付時間 8時30分～17時15分（土・日曜、祝日は除く）

◆受付内容 平成30年7月豪雨で被害にあわれた中小企業者などからの、セーフティネット保証4号の認定や各種融資制度等の相談に応じます。

(3) 農水産業関係の「り災証明書」

農水産業用の施設（ハウス、倉庫等）、機械等が被害を受け、「り災証明書」の必要な場合に、申請に応じて発行します。

◆申請書類はホームページからダウンロードできます。

http://www.city.okayama.jp/keizai/nourin/nourin_t00065.html



◆相談窓口

窓口	住所	電話番号
北区役所 農林水産振興課	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	086-803-1661
御津支所 産業建設課	〒709-2198 岡山市北区御津金川1020番地	086-724-1114
建部支所 産業建設課	〒709-3198 岡山市北区建部町福渡489番地	086-722-1113
中区役所 農林水産振興課	〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号	086-901-1622
東区役所 農林水産振興課	〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号	086-944-5039
瀬戸支所 産業建設課	〒709-0897 岡山市東区瀬戸町瀬戸45番地	086-952-1114
南区役所 農林水産振興課	〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5	086-902-3520
灘崎支所 産業建設課	〒709-1215 岡山市南区片岡207番地	086-363-5203

7 災害ごみについて

(1) 一般のご家庭から排出される災害ごみ

①可燃ごみ・不燃ごみ（18 リットル缶より小さい物）

通常のごみステーションに、通常指定している曜日、指定日に排出するか、町内会の指定した集積場所に排出してください。

有料指定袋でなくてかまいませんが、分別して、透明・半透明の袋や、ボランティア袋で排出してください。

②粗大ごみ（18 リットル缶以上の大きさの物）

町内会の指定した集積場所に排出してください。

通常のごみステーションには排出しないでください。

(2) 事業者の皆様が排出される災害ごみ

①事業者自ら処理施設へ持ち込む場合、処理費用は無料です。

施設では、係員の指示に従い持ち込みをお願いします。

可燃ごみ・不燃ごみは、分別して、透明・半透明の袋で排出してください。

②自ら持ち込むことができない場合

直接、一般廃棄物許可業者にご相談ください。

◎一般廃棄物許可業者について

http://www.city.okayama.jp/kankyoku/kankyoudigyou/kankyoudigyou_00095.html



(3) 受け入れ先

災害ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）は以下の施設などでも受け入れています。

施設では、係員の指示に従い持ち込みをお願いします。

①市のごみ処理施設

●可燃ごみ（月～金曜 8 時～15 時）

◎東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地 453-5	086-944-7071
◎岡南環境センター	岡山市南区豊成一丁目 4-1	086-233-7490
◎当新田環境センター	岡山市南区当新田 486-1	086-246-5145

●不燃ごみ（月～金曜）

◎東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	086-944-7122
受入時間 8 時～15 時		
◎西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町 428-2	086-214-2650
受入時間 8 時～16 時		

●粗大ごみ（月～金曜）

◎東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地 453-5	086-944-7122
受入時間 8 時～18 時	<u>（時間延長しています）</u>	
◎西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町 428-2	086-214-2650
受入時間 8 時～18 時	<u>（時間延長しています）</u>	

★粗大ごみについては、7 月 21 日（土）、22 日（日）も受け入れます。

②上道公園野球場 岡山市東区竹原 488

◆受入時間 9 時～17 時（12 時～13 時を除く） ◆受入期間 当分の間

事例 2) 平成30年台風21号 大阪市



大阪市広報
@osakacity_koho

フォローする

【台風21号により発生した災害ごみの取り扱いについて】

台風21号により発生した散乱ごみや粗大ごみを、収集可能なものについては無料で対応します。ごみの回収を希望される方は、お住まいの地域の収集を担当する各環境事業センターへお問い合わせください。

city.osaka.lg.jp/kankyo/page/00...

18:29 - 2018年9月4日

事例 3) 平成30年台風21号 大阪狭山市



大阪狭山市役所
5 September 2018

9月4日(火)台風21号の通過に伴う災害ごみの対応について

このたびの台風21号により被害に遭われた地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、台風21号に伴う災害ごみについて下記のように対応いたしますので、各地区住民の皆さまへの周知、ご協力をよろしくお願いいたします。

○台風21号で発生した「もえるごみ・粗大ごみ」(焼却場で受け入れ可能なごみ)...お近くの公園・児童遊園に出して下さい。＊但し以下の児童遊園には出さないで下さい。(山本南児童遊園、池之原児童遊園、ちびっこ老人憩いの広場、茱萸木中央児童遊園、茱萸木東児童遊園、浦之庄児童遊園)

○台風21号で発生した「焼却できないごみ」(瓦(かわら)、トタン、ブロックなど)...下記場所に搬入して下さい。

大阪狭山市災害ごみの緊急ストックヤード(大阪狭山市池之原2丁目1138番地の2)

ストックヤードの場所など詳しくはこちら
<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/.../g.../1493711738626.html>



CITY.OSAKASAYAMA.OSAKA.JP

9月4日の台風による災害ごみの処分の仕方
／大阪狭山市ホームページ

大阪狭山市のホームページです。

事例 4) 平成30年台風21号 岸和田市



岸和田市役所

2018年9月20日

【台風21号関連】災害ごみの取扱いについて（9月19日現在）

現在、台風21号による災害ごみを市で回収していますが、市域全域に及んでいる上に多量発生しているため、回収に時間を要しています。下記を参考にしたごみの処分にご協力ください。

【分別】

可能な限り3つに分別してください。

- ・金属類
- ・瓦やタイルなどの不燃ごみ類
- ・木材などの可燃ごみ類

【災害ごみの出し方】

1.岸和田市貝塚市クリーンセンター（岸之浦町1番地の2）へ直接搬入する
災害ごみに限り、無料でご利用できます。

災害ごみは、午前9時から午後5時まで受付しています（できるだけ午後4時30分までの入場にご協力ください）。

9月22日（土曜日）、23日（日曜日）、24日（月曜日・祝日）も午前9時から午後5時まで受付しています。

ただし、9月25日（火曜日）から28日（金曜日）までは午後1時からの受付です。

2.町会などの集積場所へ持ち込む（持ち込みが終了している場合があります。）

※町会などで別途、排出期日などの取り決めがある場合は、その取り決めに従ってください。

※回収の済んだ集積場所には、災害ごみを出さないでください。

3.お近くに集積場所がない場合は、市環境課にご相談ください。

【その他注意事項】

・台風により一部損壊した住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼し、工事に伴って不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロック、シャッター、網戸などは、廃棄物処理法の規定により施工業者（元請業者）が処理すべき産業廃棄物のため、一般廃棄物として市で引き取ることはできません。業者に工事を依頼する際は、廃棄物の処分を業者に依頼していただくようお願いいたします。

・災害ごみの集積場に災害ごみ以外の粗大ごみや電化製品などのごみを置かないでください。不法投棄は「犯罪」です。

・通常のごみ（普通ごみ、空カン・空ビン・ペットボトル、プラスチック製容器包装）の回収は変更ありません。

※ 災害ごみについての最新情報は、以下URLをご参照ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/.../co-hannyu.html>

問合せ：環境課収集業務担当（電話：072-423-9440 ファクス：072-436-0418 電子メール：kankyo@city.kishiwada.osaka.jp）

広報紙 もみじだより

MINOH CITY OFFICE
箕面市
平成30(2018)年
6月発行

大阪北部地震に関する 緊急のお知らせ

防災対策本部
☎724・5000 FAX727・3539

6月18日(月)午前7時58分頃、大阪府北部を震源とした震度6弱の地震が発生しました。このお知らせでは、今回の地震を受けて、市民のみなさんに知っていただきたい緊急情報をまとめているので、必ずご確認ください。

また、余震が続く恐れもありますので、改めて災害の備えをお願いします。災害の備えについて、詳しくは、もみじだより7月号の8ページをご覧ください。

■「地震ごみ」を無料収集します

図環境整備室 ☎729・2371 FAX729・7337

地震の被害により、家庭から発生したごみは、7月8日(日)まで無料で収集します(指定ごみ袋や大型ごみ処理券は不要です)。通常の分別方法で分別し、次の方法で出してください。

燃えるごみ (通常の指定ごみ袋に入る程度の大きさのもの)

レジ袋やダンボール箱に入れて、大きく「地震ごみ」と書いて燃えるごみの収集日に出してください。

不燃ごみ・大型ごみ

●不燃ごみ(通常の指定ごみ袋に入る程度の大きさのもの)…レジ袋やダンボール箱に入れて、大きく「地震ごみ」と書き、次の収集日に出してください。

●大型ごみ…大きく目立つように「地震ごみ」と書き(書いた紙を貼り付けても構いません)、次の収集日に出してください。



不燃ごみ・大型ごみの収集日

※既に終了した収集日も掲載しています。あらかじめご了承ください。
※収集日当日の朝9時までに出してください。

収集地区		いつもどおり 収集する日	追加で 収集する日	収集地区		いつもどおり 収集する日	追加で 収集する日
あ	栗生外院	6月29日(金)	7月 6日(金)	し 下止々呂美	6月28日(木)	7月 5日(木)	
	栗生新家			森町北			
	栗生間谷西	6月25日(月)	7月 2日(月)	森町中			
	栗生間谷東			森町西			
い	石丸	6月27日(水)	7月 4日(水)	森町南			
	稲	7月 2日(月)	6月25日(月)				
	今宮	6月27日(水)	7月 4日(水)				
お	大字栗生間谷	6月25日(月)	7月 2日(月)	せ 瀬川	7月 3日(火)	6月26日(火)	
	小野原西	6月27日(水)	7月 4日(水)	船場西	7月 5日(木)	6月28日(木)	
	小野原東	6月28日(木)	7月 5日(木)	船場東	6月27日(水)	7月 4日(水)	
	温泉町	7月 4日(水)	6月27日(水)	に 新稲	6月26日(火)	7月 3日(火)	
				西小路	7月 4日(水)	6月27日(水)	
か	上止々呂美	6月28日(木)	7月 5日(木)	西宿	6月27日(水)	7月 4日(水)	
	萱野	7月 5日(木)	6月28日(木)	如意谷	7月 5日(木)	6月28日(木)	
け	外院			は 白島	6月27日(水)	7月 4日(水)	
				半町	7月 3日(火)	6月26日(火)	
さ	彩都栗生北	6月29日(金)	7月 6日(金)	ひ 百楽荘	7月 2日(月)	6月25日(月)	
	彩都栗生南			坊島	7月 5日(木)	6月28日(木)	
	桜	7月 6日(金)	6月29日(金)	ま 牧落	7月 2日(月)	6月25日(月)	
	桜井			み 箕面	7月 4日(水)	6月27日(水)	
	桜ヶ丘	6月26日(火)	7月 3日(火)	箕面公園			

地震に伴う家庭ごみの持ち込みについて

図環境クリーンセンター ☎729・4280 FAX728・3156

環境クリーンセンターでは、7月8日(日)までの毎日(土・日曜日を含む)、家庭ごみの持ち込みを無料で受け付けます。ただし、大変な混雑が予想されますので、できる限り上記の収集日に出してください。

【受付時間】午前9時～午後3時(予約不要)

事例6) 平成30年大阪府北部を震源とする地震 高槻市

広報たかつき

たかつき

DAYS 災害臨時号

平成30年7月1日発行

編集・発行：営業広報室

平成30年6月18日午前7時58分ごろに、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生しました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご家族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。また、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

本紙では、被災された市民の皆様への支援やお知らせなどについて掲載します。

罹災証明書の発行

家屋「一部損壊」については写真判定で即時発行も

罹災証明書の発行には、被害家屋の現地調査が必要になります。希望する方は以下の担当課までお問い合わせください。なお、調査が後日となる場合などのため、被害状況が分かる現況写真を撮影しておいてください。

また、「一部損壊」（瓦のずれ、落下、壁の一部にひび割れなど、建物全体の20%以下の損害）については、写真判定による即時発行ができるようになりました。希望する方は、被害箇所の写真と本人確認ができるもの及び印鑑を持参の上、総合センター13階へお越しください。

〈担当課〉

資産税課	☎674・7143	市民税課	☎674・7132
税制課	☎674・7139	収納課	☎674・7152

災害ごみを無料受け入れ

高槻クリーンセンターへの搬入

当日の届出書記入も可能に

高槻クリーンセンターにごみを持ち込む場合、事前の申し込みが必要ですが、家庭から出た災害ごみに限り、費用を無料とした上で、当日に届出書を記載していただくことも可能としています。ごみの持ち込み時は可燃ごみと不燃ごみに分けてください。

災害ごみの持ち込みには「一般廃棄物運搬届出書」が必要です。また本人以外が持ち込む場合は、本人が押印した「廃棄物処理依頼書」が必要です。いずれも市ホームページからダウンロードできます。

問合せ…高槻クリーンセンター（☎669・1950）

ごみ集積所に出す場合割れ物などは不燃ごみへ

ガラス・せともの類・かわら・がれきなどは、不燃ごみの収集日に出してください。

大量に発生したなど、お困りの場合は、清掃業務課（☎669・1153）へご相談ください。

災害ボランティアセンターを設置

市社会福祉協議会では、下記のとおり災害ボランティアセンターを設置しています。

災害ボランティアは、復旧・復興のお手伝いを行うボランティア活動です。今災害の復旧では、家屋の屋根へのブルーシート掛けや部屋の片づけなど、災害ボランティアの皆様にお手伝いいただいています。

なお、ブルーシート掛けについては、災害時要援護者を優先して行っていますが、それ以外の人についても、ご相談を受け付けています。

開設場所…市地域福祉会館（城西町）

開設時間…午前9時～午後5時

問合せ先

●代表 ☎080・5068・9427

●ボランティアが必要な方

☎080・5065・9982／☎080・5063・9338

●ボランティアをして頂ける方 ☎080・5079・9207

災害に便乗した悪質商法にご注意ください

＜相談事例＞電力会社を名乗り、「地震後、電気はついていませんか。壁にひびなどはありませんか。無料で点検します」と電話があった。本当に電力会社からなのか。

電力会社やガス会社を騙り、外壁や屋根の工事契約をさせようとする業者が訪問する可能性があります。十分ご注意ください。

問合せ…消費生活センター（☎682・0999）

たかつきDAYS7月号掲載のイベント中止の場合も

たかつきDAYS平成30年7月号に掲載している市主催のイベントについては、延期または中止となる場合があります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

このたびの震災により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

寿栄小学校で痛ましい事故が発生してしまったことは痛恨の極みであり、亡くなられた児童のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族にご心よりお詫び申し上げます。

一日も早い市民生活の回復を日指し、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

高槻市長 濱田 剛史



広報たかつき7月号は、配布期間が7月2日までとなる場合があります。

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害時のかれき処理について◆



・道路上のコンクリートくずなどの災害がれきについては、**災害発生後3週間後**をめどに撤去を開始します。

・倒壊した家屋などについては、**別途手続きが必要**となるため、改めてご案内します。

◆災害がれきの処理について◆

災害ごみ、災害がれきの収集・処理の方法や開始日については、災害発生後、**環境局ホームページ**等において**随時お知らせ**いたします。

また、災害ごみの処理については、ホームページ内の『大阪市災害廃棄物処理基本計画』第1版を掲載しています。

◆大阪市のホームページURL◆

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000441903.html>

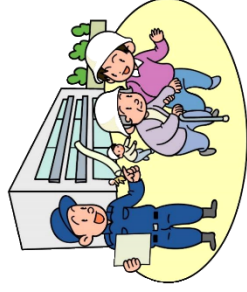
◆災害発生時ごみ処理リーフレット◆

被災後、早期の復旧・復興をめざすには市民の皆さまのご協力が不可欠となり、過去に発生した大規模災害後の『ごみ』は地域にとって大きな問題となります。

このリーフレットには、環境局が『阪神・淡路大震災』『東日本大震災』『熊本地震』など、大規模災害時の復興支援活動で培った経験や知識を活かし、『ごみ』を迅速かつ適正に処理するため「市民の皆さまにご協力いただきたいこと」や、「ごみの収集方法等について」をお知らせしています。

市民の皆さまに、ご協力いただくことで環境事業センターは災害時における地域の『ごみ収集のコントロールタワー』としての機能を果たすことができます。

災害が発生した時に冷静に行動できるよう、また、適正なごみの処理にご協力いただけるよう、本リーフレットをご活用ください。



大阪市環境局

お住まいの行政区	担当環境事業センター	電話番号	FAX番号	所在地
北・都島	北部環境事業センター	6351-4000	6351-4049	北区同心2-8-14
淀川・東淀川	東北環境事業センター	6323-3511	6370-3951	東淀川区上新庄1-2-20
旭・鶴見・城東	城北環境事業センター	6913-3960	6913-3674	鶴見区磯野2-11-1
福島・此花・西淀川	西北環境事業センター	6477-1621	6477-4602	西淀川区大和町2-5-66
天王寺・東住吉	中部環境事業センター	6714-6411	6714-7787	東住吉区芥子1-6-28
中央・浪速	中部環境事業センター 山崎所	6567-0750	6567-0721	浪速区北堀町2-1-1
西・港・大正	西部環境事業センター	6552-0901	6552-1130	大正区小森町1-20-29
東成・生野	東部環境事業センター	6751-5311	6753-3041	生野区栄中1-1-4
住之江・住吉	西部環境事業センター	6685-1271	6685-1282	住之江区泉1-1-11
阿倍野・西成	南部環境事業センター	6661-5450	6653-7849	西成区南港5-5-26
平野	東南環境事業センター	6700-1750	6706-2007	平野区国府町1-3-40

発行 大阪市環境局

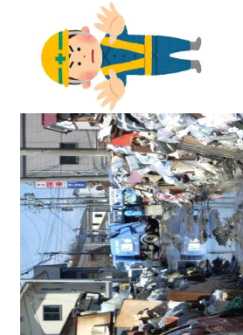
30

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害時のごみ処理について◆



今後、予想される南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生した後は、倒壊した家屋やコンクリートくずなど、大量の災害がれきの発生が予測されます。

しかし、災害発生直後は、まず人命救助やライフラインの復旧に全力を注ぐため、コンクリートくずなどの災害がれきについては、**3週間後をめどに収集を開始**します。



災害ごみやがれきなどをご自宅前の道路上などに出されますと、人命救助やライフライン復旧の遅れの原因となったり、ごみ収集車両の通行に支障をきたし、生活ごみが収集できないことが予想されますので、**大阪府が収集開始日等を案内するまで、屋内や敷地内に保管しておいてください。**

【道路上などに出さないで！】

名ご家庭や避難所から出される生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）については、被災後3日以内の収集再開をめざします。



市民の皆様にご協力いただくことで、環境事業センターは地域の「**ごみ収集のコントロータワー**」としての役割を担い、区役所等と連携を図りながら、ごみの適切な処理を行います。

地域のごみ収集の「コントロータワー」

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害による生活ごみ収集について◆

【被災後3日以内】

環境事業センターが、避難所やご家庭から出される生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）の迅速な収集の為、**被災状況や収集車両が通行可能かなど、現地確認、現地調査**を行います。



被災状況確認や現地調査後、生活ごみの収集を開始する日を、**ポスター掲示、チラシ配布、大阪市車両による放送等**により案内します。



きちんと分別

（中）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

（足）

（手）

（顔）

（髪）

（目）

（鼻）

（口）

（舌）

（喉）

（咽）

（嚥）

（下）

（上）

（左）

（右）

（前）

（後）

（側）

（底）

（頂）

（面）

（背）

（腹）

（腰）

ごみと資源物の 分け方・出し方

— 保存版 —

目指せ!
分別マスター!

「ヨコハマ3R夢」
マスコット イーオ

へら星人 ミーオ

横浜市資源循環局

ごみ出しの 曜日とルール	P1
資源物の リサイクル	P3
燃やすごみ	P5
燃えないごみ スプレー缶 乾電池	P6
プラスチック製 容器包装	P7
缶・びん・ ペットボトル	P9
小さな金属類	P10
古紙・古布	P11
資源集団回収	P12
粗大ごみ	P13
小型家電 インクカートリッジ 資源物の直接持ち込み回収	P15 P16
ごみ出しの支援 集積場所の設置や 維持管理	P17
不法投棄 事業系ごみ	P18
市では 取り扱いえない もの	P19
始めよう! 3R夢な暮らし 災害廃棄物	P21
分別品目 一覧表	P23~29

G30 のその先へ ヨコハマ3R夢!



災害時のごみと資源の分け方・出し方について

地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方・出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のホームページやSNSをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。

横浜市災害廃棄物処理計画

検索



定義

分け方・出し方

イメージ画像

生活ごみ (避難所ごみ)

・平時と同様に、日々の生活から発生するごみ
※燃やすごみ、缶・びん・ペットボトルなど
・使用済みトイレパック等



平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。
※発災から72時間までに順次収集を開始します



▲避難所での分別の取組

片付けごみ

被災した建物内の片付けで発生するごみ
※破損した家具・家電等



生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。
※衛生環境の悪化や生活ごみの収集に支障とならないよう、生活ごみと必ず区別してください
※収集は別途広報します。



▲分別されずに排出された災害廃棄物



Point トイレパックは備蓄していますか？

使用後は**トイレパックだけ**をまとめて**燃やすごみの収集日**に排出します。

災害時に備えて 最低3日分

のトイレパックのほか食料や水など必需品を備蓄しましょう。

◆トイレパック

家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。ホームセンターなどで購入できます。
1日5回×3日分×人数



◆飲料水

1人3日分で9ℓが目安です。
(例) 3人家族の場合
3人×9ℓ=27ℓ



◆食料品

クラッカーなど調理せずに食べられるもの、缶詰（缶切りが不要なもの）など



マイクロプラスチックって？

大きさが5ミリメートル以下の小さなプラスチックの破片のことだよ。

ポイ捨てなどで海洋に流れ出たプラスチックが、漂流するうちに細かく砕けてしまうことで、魚などの生き物の体の中から発見されて、生態系に影響を及ぼしたりするんだ。

だから、世界各地でマイクロプラスチックによる海洋汚染が問題視されているよ。

ポイ捨てしないでちゃんと分別して捨ててね！



提供：公益財団法人かながわ海岸美化財団
ポイ捨てされたごみは河川を通じて海に流れ着くよ



クジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックごみが発見されたよ



2018年度に策定した「ヨコハマ3R夢プラン推進計画2018～2021」に基づき、市民・事業者の皆様のそれぞれのライフスタイルやビジネススタイルにおける、その人らしい3R行動を大切にしながら、「横浜らしい循環型社会」に向けて、多分野連携などにより、全ての取組を進めます。

詳細は **3R夢プラン**

検索

災害時のごみについて

大規模な災害が発生すると、家や建物が崩れたり、壊れたりして、大量のがれきや家具、家電などのごみが一齐に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を**災害廃棄物**といいます。

災害の規模によっては、処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、そして早期復興のためにも**排出時の分別**が重要になります。

災害時は、**災害廃棄物**と**生活ごみ**(生ごみ等普段から排出しているごみ)分別のご協力をお願いいたします。



平成29年九州豪雨による災害廃棄物
出典:環境省ホームページ

平成29年九州豪雨による災害廃棄物
出典:環境省ホームページ

八王子市

1年間のごみ量 (H29実績)

約15万2千トン

多摩直下地震で発生する災害廃棄物 (推計) 約206万トン

約14年分のごみが
一齐に発生!!

早期復興のためには、一人
ひとりの分別が大事なんだ!!

ごみの収集と持込み

- 災害時においても公園や道路上には絶対にごみを捨てないでください。

指定されていない場所に捨てると不法投棄になります。

一人が不法投棄をしてしまうと指定された場所と勘違いして不法投棄を誘発してしまう恐れがあります。

復興の遅れにもつながりますのでご協力をお願いいたします。



平成28年熊本地震による災害廃棄物
出典:環境省ホームページ

～ごみの出し方について～

収集 ⇒ 指定した場所へ

- 災害時の生活ごみの収集は収集カレンダーと異なり、衛生面から生ごみなどを優先して収集する場合があります。災害の状況に応じて防災無線やホームページなどでお知らせいたします。

持込み ⇒ 一次仮置場へ



ごみの出し方について
はこちらです。

- 災害時は一次仮置場という災害廃棄物を持込むことができる場所を指定しますので、必ず分別して持ち込んでください。
こちららも防災無線やホームページなどでお知らせいたします。

平時からの備え

～日常生活の中で災害廃棄物を減らすことができます～

- 家のまわり、家の中にある不要な物は処分しておきましょう。
災害廃棄物を少なくするだけでなく、避難通路の確保にも役立ちます。
- 家具は固定するなど転倒しないようにしておきましょう。
転倒するとケガの原因になるばかりか、壊れてしまうと災害廃棄物となってしまいます。

災害廃棄物に関するお問い合わせ先
資源循環部 清掃施設整備課 電話 042-620-7461
ごみ減量対策課 電話 042-620-7256